

いざ
避難する時
不安ではありませんか？

「避難行動要支援者名簿」

登録へのお願い

北広島町では、災害時などに迅速な避難を行うため、在宅者で避難する際に支援を必要とする方の名簿を作成しています。



北広島町

避難行動要支援者制度のお知らせ

平成 23 年の東日本大震災において、障がいによる避難情報の取得の遅れや高齢による避難行動の遅れなどから、多くの障がい者や高齢者（避難行動要支援者）の尊い命が失われました。

これを受け災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難で他の人の介助が必要な障がい者や高齢者などの避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられました。（災害対策基本法第 49 条の 10）

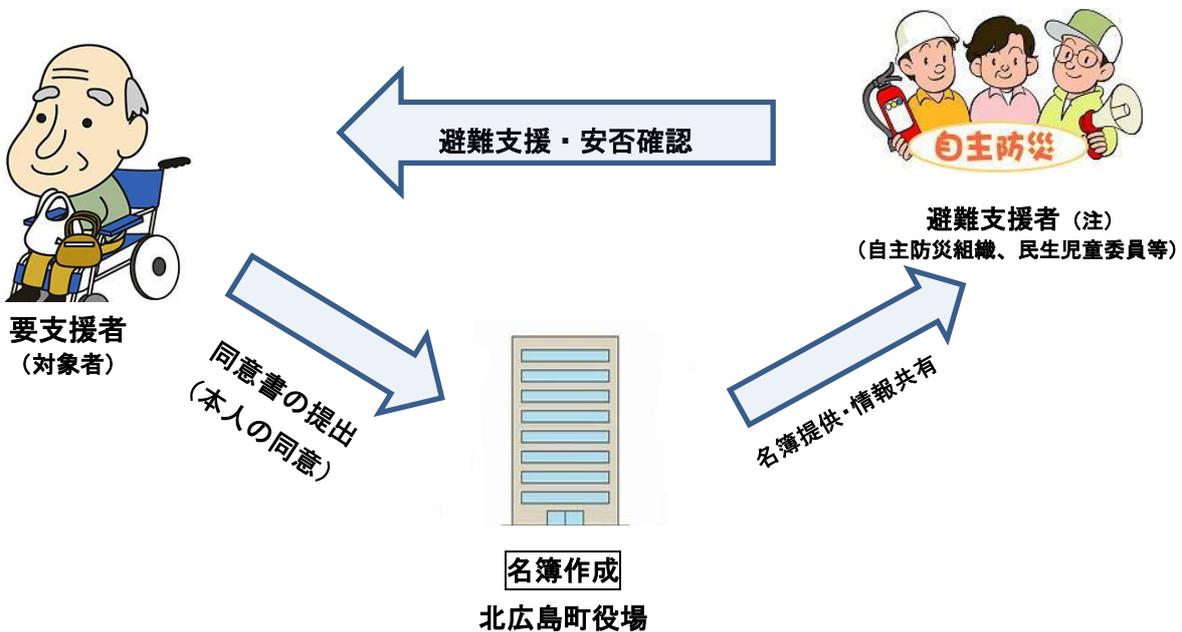
北広島町では、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、災害情報の取得や避難等の手助けを地域の助け合いの中で素早く、安全に行うことができる支援体制づくりを進めています。

■制度の概要

避難行動要支援者が、災害が起きる前から自分の情報を町に登録し、地域の避難支援者（消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等）と共有することで、災害時に孤立することがないようにする制度です。

登録された情報は、避難行動要支援者名簿として災害時以外にも地域での防災訓練や防災マップの作成等に活用されます。

避難行動要支援者制度の仕組み



(注) 避難支援者について

- (1) 避難支援者とは、避難行動要支援者名簿への登録を希望された避難行動要支援者に対し、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方です。
- (2) 避難支援者が行う支援は、ボランティア活動です。よって、災害発生時には、避難支援者自身の安全が前提となることから、避難行動要支援者への避難支援活動が必ず保証されるものでなく、また、法的な責任や義務を負うものではありません。

■対象となる方

災害時に自力あるいは家族の支援だけでは避難することが困難な方で、次の要件に該当する方です。また、在宅の方を対象としていますので、施設入所、病院などに長期入院されている方は対象になりません。

- ①（在宅の）身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方
- ②（在宅の）療育手帳④または A の交付を受けている方
- ③（在宅の）精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
- ④（在宅の）難病疾病がある方
- ⑤（在宅の）介護保険の要介護 5 または 4 の方
- ⑥（在宅の）その他避難支援が必要と認められる方

■避難行動要支援者名簿に記載される個人情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所
- ⑤連絡先（自宅電話番号、携帯電話番号、FAX、メールアドレス）
- ⑥避難支援等を必要とする事由

■名簿提供先

名簿は、町の関係部署で情報共有するとともに、つぎの関係機関・団体に情報提供します。

- ①民生児童委員
- ②社会福祉協議会
- ③自治会・自主防災組織
- ④消防機関・警察

■個人情報の取り扱いについて

登録された個人情報は、適切な取り扱いと管理を行い、登録目的以外には使用しません。

なお、災害発生などで本人の生命身体に危険がある緊急時においては、北広島町個人情報保護条例の規定に基づき、救助・救援にあたる団体などに情報を提供する場合があります。

■個別計画の作成について

名簿の提供に同意をされた方は、一人ひとりの具体的な安否確認や避難支援の方法を検討して個別支援計画を作成します。

なお、防災啓発や個別支援計画作成のため、民生委員・自治会・自治防災組織がご自宅へ訪問させていただく場合がございます。

■届出方法

別紙の避難行動要支援者名簿登録同意書に同意の有無を記入し、返信用封筒（切手不要）にて返送してください。 ※本人による記入が困難な場合は、代理人により記入をお願いします。

お問い合わせ先 ○避難行動要支援者制度について 北広島町役場 福祉課 Tel.050-5812-1851
○防災対策について 北広島町役場 危機管理監 Tel.050-5812-2111
〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234

避難行動要支援者名簿に関するQ & A

Q どうして町が作成するの？

東日本大震災では、被災者全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡率も被災住民全体の死亡率の約2倍となりました。

こうした東日本大震災の教訓をふまえ、災害対策基本法が改正され

1. 全国の市町村は「避難行動要支援者名簿」を作成する。
2. 「避難行動要支援者」本人からの同意を得て、平常時（災害のない時）から消防機関や民生児童委員等の「避難支援者」に情報提供する。
3. 現に災害が発生、または発生のおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援者に提供できる。
4. 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務が課される。町は、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずる。

などが定められました。

北広島町でも災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

Q なぜ避難支援者に名簿が提供されるの？

平常時から、避難行動要支援者名簿の情報が避難支援者に提供されることで、いざという時、円滑で迅速な避難支援の可能性が高まります。

日頃から避難支援者である自主防災組織や民生児童委員との関係を持つことで、災害時だけでなく、普段からの見守りや支援が可能となり、より安心して地域で生活することができます。

Q 名簿に掲載された個人情報漏えいしないか心配だ

名簿情報を避難支援者へ提供することに同意いただいた方は、平常時から避難支援者へ名簿情報を提供します。避難支援者には「守秘義務」が課せられるため、提供を受けた情報を正当な理由なく漏らすことはありません。

また、名簿情報を避難支援者へ提供することを同意されない方は、平常時には避難支援者へ名簿情報の提供は行いません。

Q 名簿から削除されるのはどんなとき？

避難行動要支援者が他の市町村へ転出、死亡、病院へ長期入院、福祉施設等への入所などの異動が確認された場合には、ご本人の同意なく名簿から削除されます。

Q 名簿の掲載内容に変更があった時はどうすればいい？

電話番号などの連絡先が変わった場合には、速やかに役場福祉課へ届け出をお願いします。

Q 一度は同意したけど、やっぱりやめたいときは？

役場福祉課に「避難行動要支援者名簿登録同意書（「同意しません」に☑を付けて）」を届け出ていただくことで、名簿情報の提供は停止します。

再度、同意される場合は、「避難行動要支援者名簿登録同意書（「同意します」に☑を付けて）」を届け出てください。「同意書」は役場福祉課にあります。

なお、一度同意された場合は、変更の申し出がない限り、自動継続します。